



大阪から公害をなくす会ニュース

No.446

2017.11.10

大阪から公害をなくす会

〒540-0026 大阪市中央区内本町2-1-19 内本町松屋ビル10 370号

TEL 06-6949-8120/FAX 06-6949-8121

E-mail : oskougai@coast.ocn.ne.jp URL http://oskougai.com/

発行責任者 金谷 邦夫 年間購読料一部2,000円(送料共)

からすうりと
むらさきしきぶ
画・加納忠

福島原発事故 損害賠償裁判

千葉・福島での判決 国の責任を認定させていく流れに

弁護士 白倉 典武

福島第一原発事故被害について、1万人以上の原告が、国と東京電力に対して損害賠償等を求める集団訴訟を、全国の裁判所に提起しています。9月22日に千葉地裁で、10月10日には福島地裁で、同種の集団訴訟では2例目、3例目の判決がありました。

千葉地裁は、国に対する請求を認めず、東京電力については特別法である『原賠法』に基づく無過失責任のみを認めました。

国については、万が一にも原子力発電所の事故を起こさないようにするために、地震調査研究推進本部の「長期評価」を基にしてシミュレーションをしていけば、津波を予見することができたとして、ところが、資金や人材の有限性を理由に、結果回避措置の取り方は国の判断に委ねられるとして規制権限不行使に違法はないとしました。これは、電気事業法が、万が一にも原子力事故を起こさないために国に権限を与えた趣旨等に反します。一方、原告に「避難生活に伴う慰謝料」では賄えない精神的損害があることを認め、区域内からの避難者には「避難生活

大阪への自主避難者（原発賠償関西訴訟原告） 太田歩美さん撮影

に伴う慰謝料」とは別に最大1000万円の「ふるさと喪失慰謝料」を認めました。他方、区域外避難と事故との因果関係は認めたものの、認容額は非常に低額でした。

福島地裁は、国の規制権限不行使について、国家賠償法上の違法性を認めました。東京電力には過失があると認めたものの、原賠法に基づく請求のみを認めました。「長期評価」の正当性を詳しく認定し国の規制権限行使可能な時期を平成14年末頃としました。その上で、住民の生命身体等を保護するという電気事業法によって付与された規制権限の趣旨目的や、最新の科学的知見等を踏まえて適時かつ適切に行使されるべきという権限の性質に照らして、事故発生までの8年余り規制権限を行使しなかったは国賠法上の違法にあたりとしました。

3月に前橋地裁が国の責任を認

めたこと、千葉地裁は国の責任を否定したものの津波の予見可能性を認めたこと、福島地裁が国の責任を詳細な検討の上で認めたことから、今後、国の責任を認める流れは続くと思われています。

しかし、福島地裁判決は慰謝料の額に大きな課題を残しました。福島県外からの避難も含め区域外からの避難についても慰謝料を認めましたが、その額は極めて低額です。類型によっては東京電力基準を超えないとの判断をした点もあるなど、大阪地裁など区域外避難者が多数原告となっている集団訴訟にとって克服すべき課題を残したと言えます。

来年3月以降、京都地裁をはじめ、さらに判決が続いていきます。私達は、課題を克服するためにさらに努力を続けていく決意です。今後とも、ご支援をよろしくお願いいたします。

第46回公害環境デー

2018年1月27日(土)

エルおおさか南館ホール ほか